

第三十一回 参議院建設委員会會議録第十九号

昭和三十四年三月二十四日(火曜日)午前十時三十五分開会

委員の異動

三月十九日委員小山邦太郎君辞任につき、その補欠として青木一男君を議長において指名した。

三月二十日委員高野一夫君辞任につき、その補欠として梶原茂嘉君を議長において指名した。

三月二十三日委員青木一男君及び梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として酒井利雄君及び小山邦太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君  
理事 稲浦 鹿藏君  
岩沢 忠恭君  
田中 一君

委員

石井 桂君  
小山邦太郎君  
松野 孝一君  
武藤 常介君  
内村 清次君  
上條 愛一君  
重盛 壽治君  
村上 義一君  
安部 清美君  
衆議院議員  
小澤佐重喜君  
小牧 次生君  
櫻井 奎夫君

國務大臣 瀬戸山三男君  
國務大臣 世耕 弘一君

政府委員

経済企画庁長 淺村 廉君  
建設政務次官 徳安 實藏君  
事務局側  
常任委員 武井 篤君  
会専門員

説明員

建設省計画局 小林 忠雄君  
都市計画課長

本日の會議に付した案件  
○宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
○地盤沈下対策特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)  
○九州地方開発促進法案(衆議院提出)

○委員長(早川慎一君) これより建設委員会を開会いたします。  
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
まず提案理由の説明をお願いいたします。衆議院議員瀬戸山三男君。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) ただいま議題となりました宅地建物取引業の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。この法律案は、衆議院において自由民主

党及び社会党の共同提案になっておるものであります。宅地建物取引業法は、宅地建物取引業を営む者の登録を

行い、もつてその業務の適正な運営をはかることにより、宅地及び建物の利用を促進することを目的として、昭和二十七年六月に制定され、さらに昭和三十三年五月に制定された同法の一部を改正する法律によりまして、業者の質

の向上、業務運営の適正化及び不動産取引の社会的安全をさらに確保するため営業保証金制度及び宅地建物取引員制度等を設けたのであります。このうち営業保証金制度につきましては、宅地建物取引業を営む者は、その事務所ごとに一定額の営業保証金を供託しなければならぬこととし、業者と宅地建物取引に

関し取引をした者は、その取引により生じた債権に關し、業者が供託した営業保証金についてその弁済を受ける権利を有することとしたわけであり、以来今日まで約一千五百の業者が営業保証金を供託して

り、本年八月一日からは宅地建物取引業法が全面的に適用されることによりまして、更に約二万五千の業者が、営業保証金を供託しなければならぬこととなつております。

ところで、この営業保証金の供託につきましては現在金銭による供託のみしか認められておりませんが、現在営業保証金制度がとられている他の業種につきましては、ほとんど有価証券による供託が認められている現状から、

これらとの均衡をはかるとともに、業者の行う営業保証金の供託を容易にする必要があるものであります。

このような必要から、今回金銭にかえて国債証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもつて営業保証金を供託することができるとし、これに伴う所要の規定を整備いたすこととした次第でございます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次にこの法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一は、宅地建物取引業を営む者が供託すべき営業保証金、又は宅地建物取引業者が事務所を新設した場合等に供託すべき営業保証金は、建設省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができることとしたことといたしました。

第二に、有価証券による供託を認めることに伴いまして必要な措置を定める事務所を移転したため営業保証金を供託すべき供託所が変更した場合において、金銭のみをもつて供託しているとき以外のときは、遅滞なく、営業保証金を移転後の主たる事務所のより供託所に新たに供託しなければならぬこととし、この場合に供託すべき営業保証金も前に述べました有価証券をもつてこれに充てることができることとしたことといたしました。また、このあらたな供託をした場合におきましては、移転前の主たる事務所のより供託所に供

託した営業保証金は、一般の場合の取り戻しの手続によらず直ちにこれを取り戻すことができることとしたことといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(早川慎一君) 次に地盤沈下対策特別措置法案を議題といたします。まず提案理由の説明をお願いします。

○衆議院議員(櫻井奎夫君) ただいま議題となりました地盤沈下対策特別措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

近年來、地盤沈下による直接、間接の災害が頻出しております。たとえ新潟市においてはここ十数年間に一メートル数十センチをこえる沈下が記録され、港湾施設等の一部はすでに水中に没し、また市街地におきましてもその直接の災害が現われているのであります。しかも今日地盤沈下の速度はますます著しく、最近の三カ月間においては二十センチをこえている状態であり、かかる実情のため、地域住民ははかり知れない損害をこうむり、不安に悩んでいるのであります。

これがため国及び地方公共団体は、国土保全と民生安定に関する諸事業を急速に進めてきているのであります。

が、その対策事業量の増加の結果関係地方自治体の財政はきわめて窮乏し、地方自治体の負担能力の限度からして、地盤沈下対策に関する不可欠の事業さえ一部放棄のやむなき事態をすら招来するものと考へます。

かかる観点よりして、地盤沈下対策事業に要する経費について、国の負担割合の引き上げを講ずる必要があるが、また地盤沈下が近年特に進展せる諸産業とも関連のあること等、地盤沈下の特質を考へあわせ地盤沈下に対する総合的な解決をはかるため、必要なる措置を講ずべきであると考へ今回提案する運びに至った次第であります。

以下この法案の内容につきましてその概略を申し上げます。この法案の骨子は大体において次の三つの点よりなりたっております。

すなわち、その第一は、地盤の沈下に関する調査を行うことであり、その結果に基づいて地盤沈下対策地域を指定することであり、

第二は、地盤の沈下による災害を防止するための公共土木施設等に要する経費についての国の負担割合を引き上げることであります。第三は、地盤の沈下そのものを防止するため、これが原因となつてある事業あるいは行為について規制を加えるという点であります。以上三点がこの法案の骨子でありまして、第一条目的はこれらの三つの点を掲げ、もつて国土の保全と民生の安定をはかることとしたまします。

次に第二条から第五条までは、ただいま申し上げました第一の点に関することであり、地盤沈下による災害及び防災に関する調査を建設大臣が行うこと

とを定め、その調査に基づいて、建設大臣は、都道府県知事の意見を聞き、関係大臣と協議して、地盤沈下対策地域を指定することができることとしたまします。

第六条及び第七条は、先に述べました第二の点であり、地盤沈下事業に要する経費についての国の負担割合の引き上げを規定し、この適用については、一応地盤沈下対策地域の指定があつた場合には、その指定のあつた年度の翌年度から引き上げの措置を行うこととしておるのであります。昭和三十四年度に限り、本年十二月三十一日まで指定があつた場合においては、本年度の予算にかかる事業から引き上げるのととし、附則第二項においてこれを規定いたしました。

次に第八条は、原因者負担について規定いたしました。これは地盤沈下の原因が明らかになつた場合においては、これらの原因となつた事業または行為をした者に対し経費の一部を負担させることは当然と考へましてこれを定めたのであります。

第九条及び第十条は、さきに申し上げました第三の点でありまして、原因が明白になつた場合におけるこれらの原因となつた事業または行為を、地盤沈下そのものを防止する観点より規制を加えるという点であります。かつその実情に最も精通している都道府県知事がそれらの事業等の禁止または制限をなし得るようになつて行つた。たゞし地域指定の際、すでに行政府の認可または許可を受けて行なつておるものについては、その認可または許可にかかる事業または行為については、監督権限を有する行政庁に禁止または

制限の措置をとらせることが妥当であるという考へに基づき、都道府県知事より措置をとるよう関係行政庁に要求できることとしております。これが第十条の規定であります。

次に十一条以下は以上の規定に基づく訴願及び刑罰の規定であります。本法案は昭和三十四年四月一日より施行することとしたまします。これに要する経費は初年度三十億円程度増加の見込みであります。

以上がこの法案を提出いたしました理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(早川慎一君) 本法案につきましては、本日は提案理由の説明を聴取するにとどめておきたいと思ひます。

○委員長(早川慎一君) 次に台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(早川慎一君) 次に台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法を議題といたします。

○委員長(早川慎一君) 本法案につきましても、本日は提案理由の説明を聴取するにとどめます。

○委員長(早川慎一君) 次に九州地方開発促進法案を議題といたします。本

立案に際して一律二割増率を定めるよう努力しましたが、諸般の事情から一時これを見送り、後日高率補助その他特別の途を開くこと、いたしましたのは、ここにおられる自民党小澤九州地方開発特別委員長提案理由説明に明らかなどころであります。従いまして五年計画で特別措置を講じようとするこの特別措置法は、第二年度に入つてからお断り点を欠いたままでありまして、年次計画も最近ようやく作成を終らうとして、この法律はいよいよ実施の段階に入りましました。幸い国の財政は一般会計一兆四千億円を超え、政府は経済の成長を強調しております。従いましてこの際、この法律制定の趣旨であり、また宿題となつております国の負担率を一律に二割引上げようとするのが、この改正案を提出した理由であります。

○委員長(早川慎一君) 本法案につきましても、本日は提案理由の説明を聴取するにとどめます。

○委員長(早川慎一君) 次に九州地方開発促進法案を議題といたします。本

法案につきましては、先日の委員会では、提案理由の説明を聴取しておりますので、本日は質疑を行います。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○内村清次君 提案者にお伺いします。本法案の提出に当りまして、聞くところによりますと、大体の原案は福岡県それから山口県を除いてあつた。他の県の後進性を主体として、そうしてそれを産業その他国土の開発を主眼とした法案であつたというようにも聞いております。特にまた九州の全体的な産業開発の、また国土開発の面からいたしまして、九州地区だけの開発というふうな法案の性格を第二義的に考へて、そうしてこの地区の開発は、かつて法案となつておりました東北の開発と匹敵するような開発の計画がなされておるといふようなことも聞いておりました。そこで質問の要旨をいたしましては、山口県を特に掲げたという理由はどこにあるかという点です。この点をお伺いいたしたい。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) 今のお話の、山口県と福岡を除いて開発法を考へるといふようなことは最初からなかつたのであります。九州と山口県は密接な経済関係がありますので、むしろこれを一緒にすることに、むしろ九州開発の実績が上り得る、というふうな地元の盛り上りを基礎にいたしまして、私も最初は立案したのでございまして、最初から山口を除くか、あるいは福岡を除くかというふうな考へはもちろん持ちませんでした。ことに山口を加えたのは、ただいま申し上げました通り、経済圏が大抵に山口県に非常な九州地方と密接な経済状態になつておりますので、これを加えること

によつてその目的を達成することがよりよく可能ではないかと、こういう趣旨であります。

○内村清次君 次に昭和三十三年の五月に、これはまあ提案者の方で企図せられたと存じますが、東北開発法ですね、これが制定されてからもうすでに二カ年間経過いたしておりますが、特別に同地方の開発に政府として措置をやつたというような特別な利点は提案者としてはどういふ利点があるか聞いておられますか。御体験がありますか。と同時に、この法案は全体的に見まして、あとで質問もいたしますけれども、この法案がやはり東北開発等と同じような形で開発が促進されていくという、十分な政府との関連性が出てくるの法案の内容であるかどうか、この点も一つ総合的に御説明をお願いいた

い。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) お話のように、本法案を立案するに際しましては、全く北海道開発あるいは東北開発と同じような観点から立案されたものであります。しかしながら、政府の方では必ずしも東北と九州の地方とは同じ条件ではないという趣旨から、かなり東北に対する認識と、九州地方の開発に対する認識とは、相当相違があるようでありまして、しかしながら私どももいたしましては、九州地方にいたしましては、福岡県とか山口県は別でございまして、たとえば鹿児島なり宮崎というような地方は、ほとんど東北と同一な経済状態にあるというような点から考えまして、しかしながらそれでは福岡と山口を除いたらいいじゃないかという議論も出ますけれども、経済単位というものは、

鹿児島、宮崎を開発しようと思えば、やはり福岡のような工業都市も必要だという牽連性を持つ意味において、これを含めたのであります。御趣旨の東北開発と同じかという点については、全く同様であります。政府は私らとはちよつと違つた見解を持っておりまして、これを克服しながら、わずかの金額でありましたが、予算措置もとつたような次第であります。

○内村清次君 これは先ほど言つたように、東北開発の法律が出ましてから相当見るべきものがあつたというようなお感じですが、どういふ点であつておるか、この点について立案者の方ではまあ関係地域からよく出ておられますし、また法案のおそらく発議者であるかとも思いますが、そういう点はどうでございませうか。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) 結局東北開発の面におきましては、促進法のほかにいわゆる北海道東北開発金融公庫、あるいは従来の会社を交えまして、東北開発株式会社というものをこしらへましたから、これに対して特別な予算措置をとることによつて、かなり東北の開発は順調に行われておるのであります。しかしながらこの九州開発の方は、今基本法であります本法律がようやくできるだけでございまして、従つてまだ九州地方においては東北のような事実上の促進は進行いたしておりません。おりませんが、私どもの将来の考えは、東北地方が受けておるような恩恵を漸次九州地方にも持つていきたい、こういう念願に基いて、まずその基本法であるこの法律を通過させていたきたい、こう考へてお

りませう。

○内村清次君 経済企画庁長官も御出席ですからお尋ねしますが、昭和二十五年にすでに国土総合開発法というのは出発をいたしておるわけですね。それからその主体となつた企画の責任官庁は企画庁がなされておると聞いておるのですが、これによりまして東北開発の法案も出てきましたし、すでにこれはまあ法律となつておりますが、今回九州地方の法案が出てきたわけですが、こういう後進地域、あるいはまた産業地域に對しては、それぞれ地域的の開発に對しては、どういふ熱意と予算的な措置が考へられておるか、この点につきまして企画庁長官にお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(世耕弘一君) お答えいたします。従来特定地域の開発については、それぞれ政府の方針に基きまして予算措置をとつておりますが、その他の点に關しましては、別に政府委員から具体的な御説明を申し上げる方が御便利かと思ひますから、御了承願ひます。

○政府委員(淺村藤君) ただいまお話が出ました国土の総合開発につきましては、昭和二十五年に国土総合開発法という法律が制定されました。これに基きまして実際の幹事役を経済企画庁において実施しながら、仕事を進めて参つておるわけでございます。

○内村清次君 先ほど言つたように、この法律を通過させていたきたい、こう考へてお

りませう。

総合開発計画というのがございませう。その次は地方総合開発計画、最後に都府県総合開発計画、この四種類になつておるわけでありませう。この全国総合開発計画というのは、これは全国を對象にした大きな方針に基いての総合開発計画でございませう。たゞいま相当以前から時間をかけてまして作業中でありまして、まだまとめ上げる段階にまでいつておりませう。現在、国土総合開発計画の代表的なものとして行われたいつておるものが、二番目の特定地域総合開発計画であります。これは全国十二の特定地域というものを内閣総理大臣が決定いたしておりまして、その二十二の特定地域につきまして、総合開発計画というものをそれぞれ閣議決定という形式で決定いたしておるのであります。これは早いものは昭和二十九年ころから決定されておりました。つい昨年決定されたものもございませうが、きわめて簡単に申し上げますれば、大きな河川の流域を中心とした骨子になつておりました。仕事といつたしましては公共事業全般にわたるのであります。災害を防止いたしますところの国土保全事業というものを一つの柱といたしておりました。もう一つは、産業基盤の整備といったようなことを眼目にいたしますところの、各種の建設事業というものを柱にいたしておるわけでありませう。いづれもおおむねその計画の目標を十カ年ということに定めておりました。これはおおむね十カ年という目標を立てての計画でありまして、厳密な意味の実施計画というよりは、一つの目標計画といった方が適當かもしれませう。そういうものを

持つておるわけでありませう。この事業は各省、担当の省がございまして、それぞれ各省においてその計画の趣旨を十分そんたくをされまして、予算の範囲内で毎年事業を実施しておられるわけでありませう。この特定地域といつたものは、北九州特定地域、阿蘇特定地域、南九州特定地域、この三種類でございませう。なお山口県には錦川特定地域というのが定められておりました。この特定地域は今申し上げましたような考へ方で事業が計画せられ、各省において逐次進められておるわけでありませう。

次に地方総合開発計画でございませうが、これは数個の都府県が協議いたしまして、自主的にそれぞれの考へ方によつて協議の結果作り上げておる総合開発計画でございませう。これはきわめて地方的なものであります。各都府県の自主的な熱意によつて作成されておるものであります。現在までに相当のものが計画せられ、またその線に従つて実施を進められておりました。それから、最後は都府県総合開発計画、これは都府県だけでお立てになつておるのであります。これも、まだできておらぬ所もあつた。そして、できておられる所もあつた。そういう場合で、私どももいたしましては、大きく国土総合開発という法律の趣旨に従ひまして、小さな幾つかの計画を對象に、各省の御協力を得まして実施を進めて参つておるといふ形でございます。

○内村清次君 ただいま御説明による

と、建設省や、運輸省や、あるいはまた通産、農林というような各省の予算の中にこれがほとんど織り込まれてしまつて、そういった特殊の計画遂行に當つての重点的な予算の配賦というものを、企画庁なら企画庁の方で熱意をもって推進していくと、またおそれなく国土開発の審議会の会長は総理大臣がなつてゐるのでしょうか、内閣の政策として、そういった計画を熱意をもって予算をつけて、そしてやつていくという点が、どうも二十五年以来あまり見受けられないのです。ただ企画庁が握つておるわすかばかりの調整費で、そして重点的に幾らかの調整をやつていく、というくらいは権限しか企画庁の方にはないように私たちは考へられてならないのです。これでは私たちは、全体的な、すなわち日本の国土のレベルを開発の方に向上させていくというようなことは、これはほんとうに長い年月がかかりはしないかというような危懼を持つてゐるわけです。せつかく法律は作つても、これがわすかばかりの調整費で糊塗されていくというようなことでは、地方住民といつても、また計画を立てておるところの府県といつても、非常に失望が久しく、非常に落胆をするといふようなことに陥りがちになつて参りますからして、この点に対しては、その中心となる企画庁の長官といつては、どういふ熱意を持つて今後予算、計画に対していかれるか、一つ御抱負を、簡単でよろしゅうございませうからお願いしたい。

○国務大臣(世耕弘一君) 答へたいします。御指摘の点は、ごもつともであると

存じます。実は国土開発に關係する省の中で特に關係を深く持つてゐるのは建設省、通産省、農林省でございませう。この三省の連絡が緊密にいかないと、ほんとうの国土開発の実はあげられないのであります。従来国土開発の政府の方針がやもすれば足踏み状態にあるといふのは、この調節が円満にいつていかなかったということに歸するのではないかと。この点は、はなはだ残念ではあるが、企画庁の熱意が足りなかつたことをおしかりを受けても、これはいたしかたないと思つておつた。つきましては、今後はさようなことのないように、またさういふ隘路があればその隘路を科学的に分析して、それを指摘して御督言に沿うように善処いたしたいと、かように考へておつた。

○内村清次君 ところで、その点は十分一つ政府の方におきましても、特に企画庁の方におきましても重点を置いて、予算編成のときには重点的にお使いになるように私は要望いたしておきます。それから九州地方の開発の主目的というのは、台風の影響によるところの防止対策、先ほど法案の一部改正も出しておるようございませうが、台風常襲地帯としての災害防除の法律がございませう。さらにまた土質の關係からいたしまして、特殊土壌地帯の整備法というものもございませう。さらにまたたぐさんの離島をかかえております關係で、離島振興法というものもすでに制定されておりますが、さういふ諸法律の適用に際しまして、この開発法と調整がなされていかなくちやならぬと思つておられるか、これは小澤

さんから。○衆議院議員(小澤佐重喜君) これはお話の通りいろいろな法律がありまして、離島に關しては離島振興法を先般御審議願ひました。台風常襲地帯の法律等もございませうが、すべて五カ年計画を立てる場合におきましては、これらの法律によつて計画されたものと調整をとりながら、この法律に基く総合的な計画を立てる予定でございませう。

○内村清次君 さらにこの九州地方の開発につきましては、やはり先ほど言ひましたように、後進地域とそれから先進地域と二つの地域をかかえて総合的に開発をしていこう、というこの法案の内容でございませうけれども、さうなつて参りましたに宮崎、鹿児島、熊本、大分というところでは第一次産業の地域でもありませう、第二次産業の地域は特に福岡あたりが該当すると存じますが、さういふ地域に對しましては、やはり福岡のごときは特に中小企業が相当振興すべきところの地域でもありませう。あるいはまた鉱業開発の地点でもございませうが、やはり東北開発と一緒に殖産工業の開発に對して金融措置というものが特に必要になつてくると思つたが、さういふ開発公庫の設置を法案の中にお考えなさつておられるかどうか、その点を一つお伺ひいたします。

で、一応、この法律を作りまして、さうして政府並びに党内の調整をやつて参つたのでありませうが、非常に残念なことには、二つの法律が、結論を出すことなかつて、一つだけが今回提案になつて、将来は、その方針で進む考へてあります。

○田中一君 これは小澤さんね、あなたの方の党内で、どんなものを出すのですか、どういふものを出そうといふつもりでおられるのですか。○衆議院議員(小澤佐重喜君) これは今話しました九州開発に關しましては、金融關係のちよほど北海道、東北開発金融公庫と同じように、九州開発金融公庫、それから九州開発株式会社というふうな法律を案は立案してあるのです。しかし、今申しした通り、党内では、どうもこの九州と東北と一緒にならぬという見解の方が多いために、結論を出すのに至らなかつたのであります。が、九州全般といたしましては、今でもその熱望が非常に強いのであります。そこでまあ、法律を作らぬでも、せめて開発公庫あたりのワケを、資金を九州の分として持つていって、そして公庫という機關を作らぬでも、特別の地方開発のための金融措置というものも、相当努力して、ある程度、ワケはまあ与えられて、これは、ないしよみたいなになつておられますけれども与へられております。

聞いてみると、おれの方の山陰地方も準備してゐるのだ、あるいは四国は四国で準備してゐる。だから自民党として—これは政府じゃないですよ。自民党としては、あと幾つ、地区を設定して出そうとしてゐるのか、これはあなた、東北開発を提案し、それから九州開発を提案し、まあ、あなた開発屋になつたか知らぬけれども、あと一休幾つ出さつてもいいですか。○衆議院議員(小澤佐重喜君) お話のように党内におきましては、実は四国地方の方でも、この法律と一緒に入れてくれないか、すなわち九州及び四国地方の開発促進法にしてくれないかという議論が、相当四国地方の議員諸君からありまして、私も、今後は九州開発、四国開発、今度は北の開発、今度は関東開発、関西開発となつたら、非常に困るから、せめて四国と九州ぐらいで、終止符を打ちたいという考へで、私自身は、これは賛成しておつたのです。四国だけ入れて、そのかわりあとは出さないといふような考へでおつたのであります。が、やはり九州地方の方々は、二年間も熱心に苦しんできたのに、そこへ盛んに四国が便乗されるのは、われわれの努力がどうも、いふやうな議論もありまして、入れないつもりでありますが、おそれなく、今できておられる自民党の中におきましてはこの法律へ、来年あたり修正といふやうなことで、當てはめませうか、それとも、あるいは四国地方も、同じやうな法律が出ますか、今のところわかりませんが、どつちか一つだけは、あると思つていますが、それ以上はないと思つておつた。

○田中一君 徳安政務次官に伺ひます

が、あなた、政務次官としてでなく、衆議院議員の徳安君として、何を考へていらっしゃるのですか、こういう開発の方式に対して。

○政府委員(徳安實藏君) どうも、資格がおかしな資格ですから、答弁にも困るのでありますが、中国の方でも、そういうものを考へたいということ、寄附寄附協議をしていますが、しかし、これにつきまして、覚で取り上げられるかどうかにつきましては、ただいまのところまだ見当がついておりません。

○田中一君 経済企画庁長官に伺いますが、先ほど、内村委員の質問に答えて不十分だったという御発言があったように聞えるのですが、実際、あなたの方で所管している国土総合開発は、ほんとうに不十分なくらいに何もしないのですか、——私はほして思っているのですよ。

○国務大臣(世耕弘一君) しているものとおしいただければ、まことにけっこうでございますが、当事者といたしましては謙遜して、実は不十分と申しました。しかし、この不十分を十分にする決意をもっておるといふ熱意の程度を、実は申し上げたわけでありまして、御了解を願います。

○田中一君 屋上屋を架すという言葉が、日本語でございませぬが、これは、むだなことだということなんです。要らないということなんです。そこで、一つの例として、これは、あなたの方の所管じゃございませぬけれども、お目にかけますが、御承知のように、終戦後、広島、長崎の原爆被災市を急速に復興するための特別都市の法律ができたのです。特別都市建設

法というやつ、これは、基本法じゃないのです。長崎何々、広島何々、こうなっているのですよ。そこで、これができるために、ネコとかしゃくしとかいう問題じゃないのです。至るところにできています。自分のところに、温泉があれば、伊東温泉を守るために伊東の特別都市建設法を作れ。何かやばり日本人は、ことに自分の郷土愛というものが強いものだから、何とか名目をつけちゃ特別都市建設法という法律を作つてあるのです。二十幾つあると思ひます。

○政府委員(徳安實藏君) 詳細のことはわかりませんが、ただいま資料を取りにいっているようでございますから、あとから御報告いたしましょう。

○田中一君 そこで、そうした形のものを作つて、何になるかということなんです。これは世耕さんは、ヤミ物資の摘発は手かしたらんけれども、特別都市の問題とか、国土総合開発の問題については、おなれになつていらっしやらないと思つております。

だから、あなたは、あつてもつて答弁してもらへばけっこうですから、これは浅村さんに伺いますけれど、一体、こういう地域的な単独立法が續々出てくると、あなたの方の方は、その抜い方に対しては、やはり非常にこれはプラスになる、非常によろしいのだという氣組でいるのか、政府としてはどうも、基本法があるから、基本法で、基本法に基く地域的な抜い方をすれば足れりというように考へておる

か、これを伺いたいと思つております。○国務大臣(世耕弘一君) 私から、一応お答えいたします。実は、次々に国土開発の問題が起りますので、政府内の一部署でも、もうこの程度で打ち切つたらという意見も出たのであります。しかしながら打ち切る方はいけれども、今度は、打ち切りで残された分の人をどう処理するかというので、これは政治的な扱ひが、非常に問題になつてくる。

そこで私は、率直に申せば、全部開発にかけたかどうか、こういう意見の交換をしたことも実はあるのです。お説のように、だんだんふえてくるという、今度は全部の国内の開発——全部、国土開発にかけなければならぬということになる。そして、はじめて公平という言葉が出てくる。そうしますと、全部にかけると、今度は全部一挙にやるわけにはいかぬから、その中の最も経済価値のあるもの、最も急ぐものを取り上げるといふことになると、そこで公平なものが出てくるのじゃないかというところまで議論をして経過してきた。こういうわけでございます。

でお説のように広がってきたら、かえつて配賦する予算や、その他のことも施策が不十分になるのじゃないかというお説は、ごもっともであります。そのことも十分了承いたしておりまして、このことだけを御答へいたします。

○田中一君 これは、小澤さんに伺いますが、これは衆議院では、提案者はどうなっているの、地域の衆議院議員全部……。○衆議院議員(小澤佐重喜君) これは

九州開発特別委員会というのが、私の方の党内にありまして、その委員全部の提出になっております。○田中一君 そうしますと、自民党内部はわかりましたけれども、それは提案者には、社会党も入っているのですか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 実は、社会党の方にも、御承知の通り九州開発に関する特別委員会がありまして、井手君が委員長をやつておられるわけなんです。従つて、私の方では共同提案という目標のもとに、法案ができませんれば、一々井手君の方に伺して、御審議を願つて参つたのであります。ところが最終の段階に入りまして、共同提案のつもりでございましたところが、井手君から、実は党内で、付則二項の問題について、いろいろな議論があるので、趣旨は、今まで通り必ず促進して、この法案を上げますけれども、一応、自民党で出してくれないか、こういうお話がありました。ごもっともな事情だと考えましたから、井手君の申し出を了承しまして、自民党だけの提案をしたのです。

○田中一君 そこで小澤さん、今世耕さんは、全部やつたらいいじゃないかというふうな議論もあつたというのです。おそれなく、これは議員立法ですから、政府がいかに何を言おうとも、議員にも立法権があるのですから、政府が反対しようと思つても、立法府では通す場合には通すということになる。

そこでどうなんです、あなたの心組みは、徳安さんに伺いますと、徳安さんは、中国地方のやつを出したいという氣持でいる。そういう、世耕さんと同じように、全部出したらいというこ

とを腹に含んでいながら、当面は、ともかくこの程度にしておくつもりでございませぬ、こう言つておるのか、ほんとうの真相は、どうなんですか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 実は、田中君が反対だと思つていたので、私は、九州でも四国でも中国でも、全部出ていいと思つております。ただし法律がこういふ形でも二十にもなるということは避くべきだと思つて。これは、やはり総合開発法というものを一本にして、そうして、たとえば九州に関する審議会、四国に関する審議会、あるいは東北に関する審議会、北海道というものがあつていいと思つて。今の総合開発法だというと、中央に一つだけあつて、そうして全国のことを開発するのでありますから、地方の実情というものはわかりません。やはり東北開発には、田中さんのように東北をよく知つておる人に審議してもらつて、初めて開発ができるのであつて、私は東北の人が、九州に行つて委員長になるといふことは願つておる。私は、東北だけで満足すべきなんです。

しかしながら考へ方を申しますと、私は、一つずつあつていいのであつて、むしろ今、政務次官の言われる山陰の方でも、どんどんできていいと思つた。だ法律が、こうあつてはまずいから、一本に統一をしまして、そうして九州開発審議会、それから東北開発審議会が、どんどんあつて、全部が開発されればいいと思ひます。

その理由は、たとえば東京あたりの人口は、御承知の通り年々二十五万ずつ地方から出て来ます。名古屋十、大阪十五万、毎年都市というものが、膨脹して、地方というものが、

だんだん減っていく傾向にある。こういう姿は、私は日本の将来のためによくないと思つている。私は、田舎で生まれて—岩手県に生れたら岩手で学校へ行つて、岩手で職につくというところで、そして開発するということが最もいいと思うのです。

そういう意味から、私は田中さんと、あるいは意見が違ふかもしれないけれども、たくさんあつていいのではないか。ただ法律の体裁は考えなくちゃなりません。でありますから、たとへば、これを一本にしまして、今の総合開発促進法と九州、東北、北海道全部一本にして、部会を設けるような姿にしていただろうか、こういうふう

に考えておられますが、今でき切れないのですから、あなたには、しかられると思ひましたけれども、無理に出した次第であります。

○委員長(早川博一君) 企画庁長官は、所用のために十五分くらい中座したいということでございます。ですから、御質疑のある方は、どうぞ……

○内村清次君 そので長官、あなたから一言聞きたいのです。というのは、この付則の第二項の問題ですが、長官、これは、まあ発議者の方からも同時にお聞きしたいのですが、東北開発法には、はつきりと重要な開発計画のものに對しましては、政府負担といたしまして、国の負担及び補助の割合というものが明記されてあるところが、これは附則の二項で書いてあります、しかも、これは三十五年度以降に

おけるところの国の負担または補助の割合ということが、ここに書いてあるのですが、提案理由の中には、具体的にその率の点についても書いてあります

せんが、三十五年度からは、はつきりと政府の方におきまして、これは別の法律によって定めるといふか、法律を出して、負担割合は東北開発と同じような負担の割合にするかどうか、この点を一つ、はつきりと委員会に明言しておいていただきたいと思ひます。

○國務大臣(世耕弘一君) 御指摘の点は、まだ具体的に御発表申し上げる段階まで研究を遂げていないような状態でありま。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 実は、この原案には、東北開発と同じ条項をつけて、私の方では出したのです。ところが、やはり大蔵省でも、そうした予算がとつておらぬし、また、かりに予算をつけるにしても、九州だけは反対だという、率直に申し上げますが、大蔵省の意向があつたのです。

しかし今年度は、そうした議論をしている間に、予算ができてしまひましたので、予算がないものに、法律で強制するわけには参りませんので与党として、そういうような意味から付則二項を設けて、三十五年度から、この法律を修正しまして、そして東北と同じ程度にもつていきたい。また、来年度からもつていくことについては、来年度も、将来案ももしませぬけれども、大蔵省といえども、来年は考慮しようという程度にまで言つておるのであります。でありますから、この法律の附則二項は、あつてもなくても、同じなんです。しかしこういう約束を、ここにのつてあつたということをつけたような趣旨であります。

やりなさい。政府の統制力というか、そのの欠除からくるところの問題が一つと、それから選挙活動という下心があるのが一つと、二つだと思つております。まあ、いいですわ。

○委員(早川博一君) 説明員として、小林都市計画課長が出席しております。

○説明員(小林忠雄君) ただいま都市計画法の特別法といたしまして各種の都市建設法というものが、十四ございまして。そのほかに首都圏整備法というのが東京府につきます。このうちには、旧十五ございまして、このうちには、旧軍港市振換法というのがございまして、これは、四市でございまして、全部合わせますと、都市の数では二十近くについて、特別都市建設法があるわけでございます。

○田中一君 もうこれはしょうがありません。まあおやりなさい。何でもお

う実績がございまして、それから通常補助対象になりません原爆の記念館でありますとか、そういう種類のものについて補助金は、この両市に出たことがございまして。なお京都につきましては、今年度、京都国際文化観光都市建設法に基づきまして、都市計画事業の補助金としまして、国際会議場について二千万の国庫補助が出ております。なお、これらの各特別法は、それぞれ固有財産のうち普通財産を、これらの法律に基づきまして、特別都市建設事業のために、無償で各市に譲与することができ、かなり備えておるのではないかとお思つておりますが、特に、旧軍港市振換法につきましては、無償で譲与しなければならぬという強い規定がございまして、それから、これらの旧軍港市につきましては、昔の軍用あつた地、あるいは軍の建物等の財産が、相当ございまして、この旧軍港市につきましては、こういうような財産が、これらの都市の建設のために無償で、相当多量に譲与されるという実績がございまして。

○田中一君 これは、今説明しておる通りですね。全く終戦後の過渡的な、民選市長とか、民選知事のおかげで、もつて、そういう特別のものが、それにつながる地元の方々の要望によつてきたものです。これは正常のものではないのです。

にいたしましたけれども、これは私が言うよりも、小澤さんよく知つておるはずですよ。やむを得ずしなければならぬというところは、これは政治の貧困です。そこで、私も、九州の方からも、ずいぶん支持票をもらつておるから、あえて反対はできませんが、今後とも、こういう問題については、経済企画庁としても、基本法であるところの国土総合開発、これを今小澤さんが、提案者が言つておる通りに、根本的にこの今日の時代に合わせたような形の運営をするための法律改正というものを考えていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 今、田

中君がお話のように、法体裁として  
は、まことにきたないものだと思つて  
おります。従つて、こういう法律を統  
合いたしました。そして所官庁の扱  
いも、むしろ国士計画的な立場に立  
つて、この法律を執行するようにな  
すに持つていくことが理想だと思ひ  
ます。

ただ、こういう法律がありますと、  
これは与党内の内を暴露するのであ  
りませんが、こういう法律があること  
によつて、予算を取りい場合が相当  
あります。ですから、そういうかけ引  
きも、多少ありますし、一応、法律に  
することが、率直に申し上げましてよ  
ろしいのでありまして、しかも、地元  
の要望があるとすれば、それに応え  
るのが本当の民主政治でありますから、決  
してこれは、自民党だけの票ではなく  
して、社会党の票も取れるようにと  
思つて、相当考えたつもりでありま  
す。御趣旨は、十分考慮いたしまし  
て、私も開発屋さんばかりやつてお  
りませんから、将来どうなるかわかり  
ませんが、私のとくく範圍におい  
ては、田中君の氣持を、はっきり認  
識をいたしまして、今後、善処するつ  
もりであります。

○委員長(早川一君) ほかに御発言  
ございせんか。——御發言もござい  
せんようですから、質疑は尽きたもの  
と認めることに御異議ございせんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川一君) 御異議ないと  
認めます。

それでは、これから討論に入りま  
す。御意見のおありの方は賛否を明  
かにしてお述べを願ひたいと思ひま  
す。

○内村清次君 私は、日本社会党を代  
表いたしまして、九州地方開発促進法  
案に賛成いたします。

北九州地方の再開発と、中小企業の救  
済対策、進んで道路、港湾、鉄道等の公  
共的諸施設を整備し、国土の保全と産  
業基盤の育成培養の強化に、特段の施  
策を講じ、本地方の画期的な開発の新  
生面を切り開くよう強く希望いたしま  
すとともに、国の負担、または補助の  
割合についても、東北地方開発促進法  
と同様な処置を講じ、事業の実施の促  
進を要望いたしました。賛成いたしま  
す。

○委員長(早川一君) 他に御発言も  
ないようでございますが、討論は、終  
結したものと認めて、御異議ございま  
せんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川一君) 御異議ないと  
認めます。それでは、これより採決に  
入ります。  
九州地方開発促進法案を問題に供し  
ます。

○委員長(早川一君) 全会一致でこ  
ごいます。よつて本案は、全会一致を  
もつて、衆議院送付案通り可決するも  
のと決定いたしました。  
なお、本院規則第七十二条により議  
長に提出すべき報告書の作成につきま  
しては、これを委員長に御一任願ひた  
いと存じますが、御異議ございせん  
か。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川一君) 御異議ないと  
認めます。さように決定いたしました。

○委員長(早川一君) それでは、こ  
れから宅地建物取引業法の一部を改正  
する法律案の質疑を行います。  
御質疑のおありの方は、順次御發言  
を願ひます。

○田中一君 この提案されました法律  
案は、衆議院の与野党一致の提案であ  
りますから、もう内容についても、質  
疑をするような質問はございません。  
ただ伺ひたいのは、今後、これらの  
法律の運営については、提案者が、ど  
う考へておられるか、同時に、また政府  
は、その提案の趣旨にこたえて、ど  
ういう方向に向つて持つていこうとす  
るかという点について、二、三の質疑を  
したいと思ひます。

第一の問題は、一昨年、法律の改正  
とともに、漸次地方の業者の中に、改  
正案に対するところの反対な機運が生  
れてきておる。これはむろん、前回の  
改正のときは、各業者の代表を招い  
て十分なる意見を聞き、納得の上に  
立つてやったというようにわれわれは  
了承しておるのですけれども、それが  
一応、少数とはいへ、今回の改正案を  
含む前回の改正案に対するところの反  
対の機運、現在、どうなつておるか、  
こういふ点について、提案者並びに政  
府からの状況の報告並びに今後、その  
ような反対の機運というものが正しい  
ものであるか、あるいはそうでないも  
のであるかという点と、そうした陳  
情、請願等が国会に出された場合——  
むろん、これは提案者の両党の議員  
が、その紹介者にならざるを得ない  
——提案された場合を想定いたしま  
す。そういうものに対しては、提案  
者は、どういふ措置をとらうとする  
か、政府は、それに対するところの施  
策を、どう持つていくか、そういう点  
について、ちょっと伺ひたいと思ひ  
ます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) くだ  
いまい。その改正案、前からも  
そうでありましたが、この改正案を通  
じましての反対と申しますか、別な意  
見の陳情等がありましたのは、御承知  
と思ひますが、試験制度については反  
対である、試験制度を全廃してくれと  
いうような問題、もう一つは、保証金  
を積むというのを全廃してもらいた  
い、こういう根本的な反対の意見があ  
るのでございます。その数がどのくら  
いであるかというところは、正確にはつ  
かめませんが、とにかく一部におい  
て、そういう意見が強く行われてい  
ることは事実であります。

田中さんも御承知のように、この法  
律の、前に改正をいたします場合に、  
試験制度と、保証金制度を立てるとい  
うことは、いわゆる宅地建物取引業界  
の向上と申しますか、信用を得るの  
についできわめて大切である、この法律  
を制定する根本の問題は、ここにあり  
ます。第一の問題は、ここにありま  
す。最初から、そういう理想的な案を作  
るといふことも、なかなか業界の実態に  
合わないかもしれない、しばらく模  
様を見てからというのを、その後、こ  
ういふふうな事情であります。

そこで、こういう各種の人々がお  
ります。いろいろの階層と申しますか、非  
常に深い深い業界であります。非常  
にいろいろな意見があるという事は、  
これは、一応理解するのであります。け  
れども、そういう状態であればあるは  
ど、やはり試験制度、あるいは保証金  
制度というものを立てまして、そうし

ます。

て業界の進歩をはかりたい、この考え方には、私は国会の決議は、間違いないという事を今日も確信をいたしておられます。従って、試験制度に対する御反対、あるいは保証金制度に対する反対というものについて陳情があまりあすけれども、私個人としては、これは、もう少しよくお話をして理解をしてもらわなくちゃならない、こういう考えであります。

特にこの試験制度については、業界が、非常に多岐に分れておりますので、いろいろ反対と申しますか、これに異論があることも、一応納得ができません。問題は、こういう仕事を公正に、そして依頼者等について損害等の迷惑をかけるまいと、こういうことであれば差しつかえないことと申しますから、試験というものについても、いわゆる普通にいわれる試験のように、厳格なる高度の学問的な試験をするのでなくて、そういう業界に応じて、できる程度の試験をしよう、こういう趣旨に相なっております。

そこで、試験について、いろいろ議論がありましたが、御参考までに申し上げておきますが、前に試験をいたしましたのは、試験の結果をちよつとここで申し上げておきますが、受験者が二万四千四百七十名、合格者が七百三十四名、不合格者が七千七百三十六名、この試験を受けたければならないという、大休受けなければならぬ人々であります。そのほかに、選考によってやるという制度もありまして、その選考の申し込みをされた者が一万二千五百、そのうち合格者が一万四百三十二名、不合格者が二百六十七名、保留ということ

になつておるのが千八百一名、こういう実情であります。また近く試験をすることになつておられますので、できるだけ、いわゆる既得権と申しますか、一つの事業として、生活のかてにされておられますので、非常に不適当である、あるいは他に迷惑をかけるというふうなことでなければ、世間に迷惑をかけないで、それぞれ仕事をしたい、というような状態の人は、できるだけ試験の結果、そういう人の権利を侵害しないような試験になつておられる。これは、私もやるべきことと申します。え方で運用をいたしております。こういう実情であります。

らぬのではないかと気が持は持っております。

なお法全体に対しても、政府の方で、ただいま、いろいろと陳情等もございまして、検討を加えておられますが、本国会におきましては、そういうものに基く改正案等に対する提出などという事は考えておりません。たまたま、この有価証券によって保証金を代替するという御意見は、これは政府でも考えておりましたことと申します。また、議員、両党その他の関係が、ほとんど一致した御意見であるように、この本案に対しては、最も適切な処置として賛成をしております。

○政府委員(徳安實藏君) ただいま本案の提案者から、御説明がございまして、立法でございまして、立法の趣旨を十二分に解して、政府の方でも、行政措置には万遺憾なきを期しておるつもりでございますが、試験制度、あるいは保証金制度等に対する御意見もございまして、また各方面から、しばしば陳情もございまして、しかしながら、試験制度、あるいは保証金等に対しての現行を、ただいま直ちに變更するような気持は持っておりません。

ただ、試験制度等につきましては、既得の権利をできるだけ尊重するような行政的措置を十二分に考えておきたいとは考えておりますが、今後におきます試験制度に対しては、新しい方に対しましては、やはり仕事が行事でございますから、相当に、やはりこれに高度とは申し上げられませんが、少くとも業者としての十二分の資格を備えらるるような処置は講じなくてはな

らぬのではないかと気が持は持っております。なお法全体に対しても、政府の方で、ただいま、いろいろと陳情等もございまして、検討を加えておられますが、本国会におきましては、そういうものに基く改正案等に対する提出などという事は考えておりません。たまたま、この有価証券によって保証金を代替するという御意見は、これは政府でも考えておりましたことと申します。また、議員、両党その他の関係が、ほとんど一致した御意見であるように、この本案に対しては、最も適切な処置として賛成をしております。

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。

○政府委員(徳安實藏君) 第一点の山林原野の取扱に對して、本法準用に對して、という御意見でございまして、これはひとりで建設省の問題でございます。農林省との関係もございまして、今後、十二分に研究していただきます。それから、第二点の登録期間の延長

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。

全実施が行われた今日においては、無期限で、そのままでやってほしいという要求のようございまして、これは、大体、この種のものに対しては、まあ長いのと、短いのがございまして、まあ大体、一年から三年、四年くらいのもので、期限になつておるようございまして、しかしながら、ただいまこの法案にありまして二九年といふものが、適切であるかどうかという点については、私も、多少研究の余地がございまして、近く、こうした問題については、再検討を加えたいと思つております。

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。

○田中一君 今、私の手元に、これは皆さんのところにもあると思っております。第一点は、山林原野の取扱、本法準用について、第二点は、登録期間の延長について、第三点は、土地建物取引を不動産取引と改める、それから第四点は、還元融資、このうち、この陳情の一つ一つに対しては、私は質問するわけでは、お読み願つて、ここに短い言葉でけつこうです。政府のこれに対する意見をお出し願いたいと思っております。



れておりますことは、こういう特定の資金を、特定の人に還元するようにという声は、各種の資金に多いわけであり、また一面、それは相当理由がある、こういうふうには考えますので、全部が全部というわけにいかないでしょうけれども、ある程度のもものは、やはり、その資金を求める人に、利用できるものは利用させる、これが適当であらう、こういうふうには考えております。

○委員長(早川慎一君) ほかに御発言ございませんか。——ほかに御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——他に御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めて、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を、原案通り可決することに、賛成の方は、御手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(早川慎一君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決することに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に、御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。

それでは、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

昭和三十四年三月三十一日印刷

昭和三十四年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局